

吹付けアスベストの撤去等に対する対策に支援します。

-「アスベスト撤去支援事業補助金」について-

1 アスベスト撤去支援事業補助金の概要

(1) 補助対象について

(1)対象建築物 ①～②の全てに該当するもの

①吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウール(吹付アスベスト等)が施工されたもの
(本事業以外で国庫補助を受けていないもの)

②建築基準法に違反した建築物で是正措置が命じられていないもの

(2)対象部分

①吹付けアスベスト等が施工された部分(露出、隠蔽部共)

(3)対象事業

①吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込み(除去等)

(アスベスト処分、耐火被覆材等の代替工事の費用を含む)

②吹付けアスベスト等の使用された建築物の除去(アスベスト除去等に係る費用相当額を限度)

【アスベスト含有調査の助成制度について】

吹付け建材のアスベスト含有調査については、25万円/棟までは所有者等の負担無しで国から補助しますので、建物の立地する市町村にお問い合わせください。

(2) 補助内容について

吹付けアスベスト等の除去等に係る費用(補助対象事業費)の3分の2を補助します。

補助対象事業費の限度額は2,000万円/棟としますので、2,000万円を超えた額は所有者負担になります。

○負担の割合

補助 2/3 (国:1/3、県:3/12、市町村:1/12)	所有者負担 1/3
限度額 2,000万円/棟	

○補助金算出例

例1)補助対象事業費3,000万円の場合(限度額は2,000万円)

補助対象事業費2,000万円 × 補助率2/3 = 1,333万円の補助 (所有者負担1,667万円)

例2)工事費900万円の場合

補助対象事業費900万円 × 補助率2/3 = 600万円の補助 (所有者負担300万円)

2 補助の申請先、問合せ先

○建物の立地する市町村に、工事に着手する前に補助金の申請をしてください。

※市町村が事業を実施していない場合は、この制度が活用できませんのでご注意ください。

○市町村の実施している事業は、鳥取県公式ホームページに掲載しています。(下記のリンク先)

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/47477.htm>)

- 問合せ先 -

鳥取県 生活環境部くらしの安心局 住まいまちづくり課景観・建築指導室

(電話0857-26-7697、ファクシミリ0857-26-8113)

鳥取県 東部建築住宅事務所

(電話0857-20-3648、ファクシミリ0857-20-2103)

鳥取県 中部総合事務所 環境建築局建築住宅課

(電話0858-23-3235、ファクシミリ0858-23-3266)

鳥取県 西部総合事務所 環境建築局建築住宅課

(電話0859-31-9753、ファクシミリ0859-31-9654)